様式第1号(第3条関係)　　　 (表)

|  |
| --- |
| 聴聞通知書第　　　　　号　　年　　月　　日　　様印　国頭村行政手続条例(平成12年条例第12号)第13条第1項の規定により、下記のとおり聴聞を行いますので通知します。記 |
|  | 聴聞の件名 |  |  |
| 予定される不利益処分の内容 |  |
| 根拠となる条例等の条項 |  |
| 不利益処分の原因となる事実 |  |
| 聴聞の期日 | 年　　月　　日時　　　分から |
| 聴聞の場所 |  |
| 聴聞に関する事務を所握する組織 | 名称(担当課等) |  |
| 所在地 |  |
| 注意事項1　聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。ただし、陳述書には氏名、住所、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載すること。2　聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。3　その他聴聞に際しての留意事項は裏面のとおりです。 |

(裏)

|  |
| --- |
| 聴聞に際しての留意事項1　聴聞の期日に出頭しない場合には、代わって代理人を聴聞の期日に出頭させ意見を述べ、及び証拠書類等を提出することができますので、聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に聴聞に関する一切の手続きをすることを委任する旨を明示した書面を行政庁に提出してください。2　聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、聴聞の件名、補佐人の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の7日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。3　参考人として聴聞の期日に出頭させたい者がある場合には、聴聞の件名、その他の者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した参考人出頭申請書を、聴聞の期日の7日前までに主宰者に提出してください。4　病気その他のやむを得ない理由がある場合には、行政庁に対し、聴聞等変更申出書により、聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができます。5　聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。 |
|  | 聴聞の主宰者 | 職名氏名連絡先 |  |
|  |